つきまとい行為で慰謝料30万円と訴訟費用を請求された事例

訴えられても警察や防犯パトロールは助けてくれません。警察や防犯パトロールに防犯活動として頼まれても、迷惑行為防止条例やストーカー禁止条例などに違反する人権侵害行為は違法行為として裁判で慰謝料を請求される対象となります。知らず知らずのうちに犯罪者とならないように注意しましょう。

平成２４年[redacted]月１８日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官 [redacted]

平成２３年[redacted]第１７[redacted]１号　損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　平成２４年５月[redacted]日

判　　決

第１　当事者

別紙当事者目録記載のとおり

第２　主　文

１　被告は，原告に対し，３０万円及びこれに対する平成２０年１０月１２日から支払済みまで年５パーセントの割合による金員を支払え。

２　原告のその余の請求を棄却する。

３　訴訟費用はこれを１０分し，その７を原告の負担とし，その余を被告の負担とする。

４　この判決は，第１項に限り，仮に執行することができる。

第３　請求

被告は，原告に対し，１００万円及びこれに対する平成２０年１０月１２日から支払済みまで年５パーセントの割合による金員を支払え。

第４　事案の概要

１　請求原因の要旨

原告は，被告が[redacted]の路上において，通行中の原告に対し，[redacted]尾行したり何回もすれ違うなどのつきまとい行為を行い，原告を不快，嫌悪又は恐怖の情に陥れ，原告はその後も恐怖，危機感を脱することができず，多大な精神的損害を被ったとして，被告に対し不法行為に基づく賠償金１００万円及び事件発生日から支払済みまで年５パーセントの割合による遅延損害金をそれぞれ請求するという事案である。

勝てる！ 被害改善責任論　http://hksssyk.web.fc2.com/